

# 環境管理・監査と日本企業の対応

## Industrial Responsibility for Environmental Management and Audit

福 島 哲 郎\*

Tetsuro Fukushima

### はじめに

日本企業は、現在ISO9000（品質管理）受査で苦勞している最中である。EU諸国からの商取引の条件として要求され、規格基準の整備、組織体制の強化、データ類、手順書の見直しなど、作業量が多く時間がかかり受番までの期間が長く大変なことになっている。

ところが、昨年（1993年）頃から、品質管理を上回る「環境管理・監査」が、ISO14000としてISOの国際会議に登場し、全貌が明らかになりつつある。

本稿は、環境管理・監査の国際的動向と、EU規則（EMAS）の動き、並びにこれらに対し日本企業はど

のように対応すべきかを述べたい。

### 1. 最新の環境管理・監査の国際化動向

95年2月にサンフランシスコにおいて、環境管理システム分科会（SC1）にて大変動があったのでお知らせしたい。まず、図-1のEU（英・独・オランダ）対米・加の対立推移を見ていただきたい。

ISO14000（環境管理）を検討する93年6月第1回トロント国際会議から、94年5月の第2回ゴールドコースト国際会議まで、EUと米国は対立がとけなかった。EUの主張は、95年4月から発効するEU規則（EMAS）に近づけた「環境管理システム+パフォーマンス

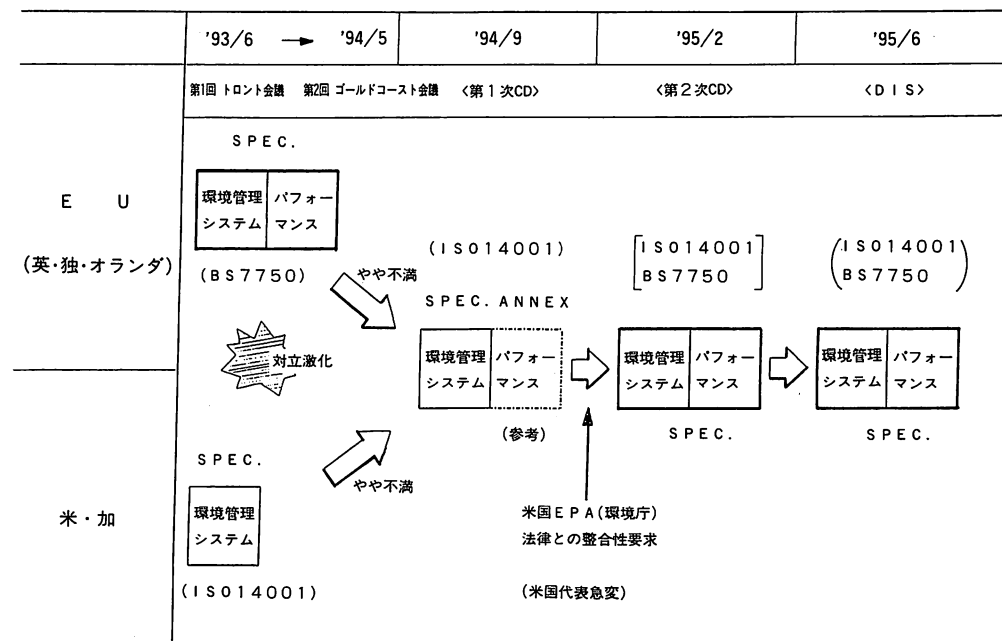


図-1 EU（英・独・オランダ）対米・加の対立推移

\* ㈱日本環境認証機構 代表取締役専務取締役  
〒107 東京都港区赤坂1-11-28安東福吉ビル

ス項目」(例えば、水質、大気、エネルギー等)を要求していた。それに対し、米国は「管理システム」だけで、パフォーマンス項目は、企業の自主性にまかせるべきだとの論戦を展開している。

なぜ、このように対立するかというと、環境管理の本文(Specification)に記入されると、監査、認証の対照となり、絶対条件となる。一方、付属書(Annex)の場合は、あくまで参考であり強制力はない。特に、米国は「パフォーマンス項目」が達成していないと訴訟問題になると懸念し、記録の義務付けも反対していた。

その結果、第2回ゴールドコースト国際会議では、決定的対立となり、ISO14000 そのものの成立が危ぶまれる状況となった。

このため、94年7月と94年9月に分科会が開催され、「パフォーマンス項目」を参考としてANNEXに記載することでEUと米国ともやや不満ではあったが、政治的決着が図られ第1次CD(分科会ドラフト)とした。

ところが、95年6月第3回オスロ国際会議に向けて、環境管理システム分科会(SC1)の最終調整が95年2月サンフランシスコで開催されたが、米国が急変し、会議が混乱した。

これは、米国が主張した、「管理システム」+参考ANNEX「パフォーマンス項目」を国内に持ち帰り、行政の米国環境保護庁(EPA)と打ち合わせた結果、EPAが、法律との整合性の関係から「パフォーマンス項目」を参考ANNEXでは、支持出来ないとの姿勢が判明した。

このため米国から「遵法性」、「汚染防止」(土壌、エネルギー、リサイクル、廃棄物など)のパフォーマンス項目を本文に追加する提案がなされた。更に、米国が嫌っていた「環境要素の記録の義務付け」まで挿入することとなった。

この結果、第2次CD(分科会ドラフト)となり2月から5月に投票することになった。全体的に見ると、米国が1人相撲を取っていた感が強く、EU規則の中心であるBS7750(英国規格「環境管理システム」)とISO14001(環境管理システム)はほとんど相違点がない形で決着となり、95年6月のオスロ国際会議ではDIS(国際規格ドラフト)となることが決定的となった。

図-2に、ISO14001(環境管理)とEU規則の中心であるBS7750のパフォーマンス項目の比較を見てみよ

ISO14001		BS7750
第1次CD(ANNEX)	第2次CD(SPEC)	規格本文
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">法遵守のための監視・測定</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">汚染防止 汚染の回避 廃棄物の削減 ↓(適正化) 工程・方法 材料・製品 エネルギー</div>	騒音・悪臭 粉塵・振動 景観
大気への放散 水中への排出 排気物管理 土壌汚染防止 原材料及び自然資源の利用 局地的環境問題		大気への放散 水中への排出 排気物管理 土壌汚染防止 エネルギーと天然資源利用

— ISO14001とBS7750の比較 —

図-2 パフォーマンス項目の位置づけ

う。

一見して、ISO14001の本文(Spec.)とBS7750は、まったく同じである。

- ①環境に影響を与える項目の義務付け(4.4.3記録に追加)
- ②環境関連法規との整合性のチェック(4.4.1監査と測定)
- ③環境汚染(土壌、廃棄物など)の防止努力(4.1環境方針追加)

上記項目が、ISO14001の規格本文に追加された。

欧州勢は、95年4月に発効する「環境管理・監査規則(EMAS)」との整合性をとるため、具体的なチェック項目を採用するよう主張していた。これに対して、米国は米環境保護庁(EPA)から法律との整合性を取るよう指導され、本文(Spec.)に追加することになった。

この修正により、国際規格と欧州規格の“ダブルスタンダード化”の回避が確実となった。

この結果、具体的項目が盛り込まれ、企業の負担の大きい欧州規格に近づいたといえよう。

一方、「環境監査」(議長:オランダ)では、5月の国際会議において「環境監査システム」に関連した3分科会は一応完了した。

続いて、新しい分科会として「サイトアセスメント」(土壌汚染、地下水汚染監査)、「パフォーマンス監査」(遵法性、その他環境項目監査)などを決定し、来年の国際会議に向けてスタートすることになった。こち

らの方も目が離せない。その後、「パフォーマンス項目」が監査認証の対照となる本文（スペック）の中におり込まれた関係から「パフォーマンス監査」は、95年2月時点で「保留」となった。

特に「サイトアセスメント」は、国の法制化の動向、土壌浄化並びに土地取引時の監査の関与など訴訟問題を含めて、内容が注目される。

国際会議のなかで、予想以上の急展開をしているのは「エコラベル」分科会である。第1回のトロント会議では、完成目標が1996年1月以降になると思われていたが、第2回のゴールドコースト会議（1994年5月）には、ドラフトが提案され2年近い前倒しとなってきた。審議の中で企業にとって影響が予想されるものについて述べる。

図-3はアメリカが提案している製品に対するエコラベルの一例である。Environmental Report Cardと呼ばれているもので、LCA（ライフサイクル・アセスメント）手法による製品一台当たりによる環境負荷性を表示している。

表示内容は、その製品一台当たり使用の「素材」、「エネルギー使用量」、「大気汚染」、「水質排出値」を表示する。柱状グラフ化し、グラフが小さいほど環境負荷が良好であるとの見方で表示され、消費者の購入

時の参考にする考え方である。

会議では、1年間アメリカでトライアルを行い、次の第3回オスロ国際会議で決定することになった。当然第三者認証を必要とする項目であり、パフォーマンス監査の一つとなる。

次に、企業による自己主張（例えば、宣伝、カタログ、パンフレットなど）についてのガイドラインが採択された。例えて説明すると「リサイクル可能」と表示できるかシミュレートしてみると、スチール缶、びんのワンウェイは主張困難となる。主張可能なアルミ缶、紙などでも条件付きである。住民の1/3が分別回収場所を知っていなければ、「リサイクル可能」と主張できないなどかなり厳しい条件となっている。一地方なら可能でも、全国向けに主張できるかといえは、ほとんど不可能と言わざるを得ない。このように、環境に関する宣伝、カタログ関係については、1995年から1996年以降注意を要する。ましてや、「地球にやさしい」などの宣伝は主張困難である。

2. ISO9000（品質管理）とISO14000（環境管理）の比較

ISOとEU規則（EMAS）環境管理・監査の内容を見ることにしよう（図-4）

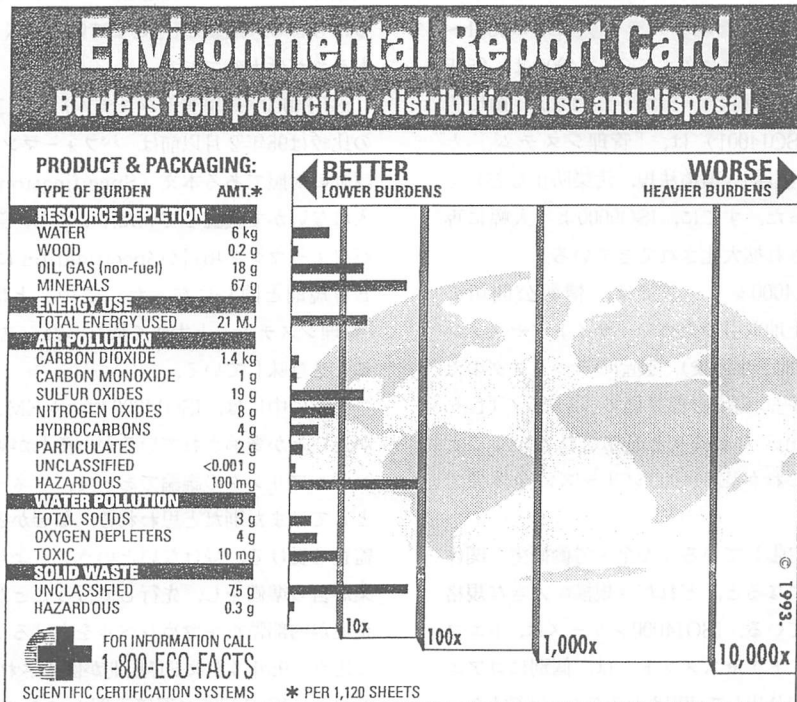


図-3 製品ラベルの一例

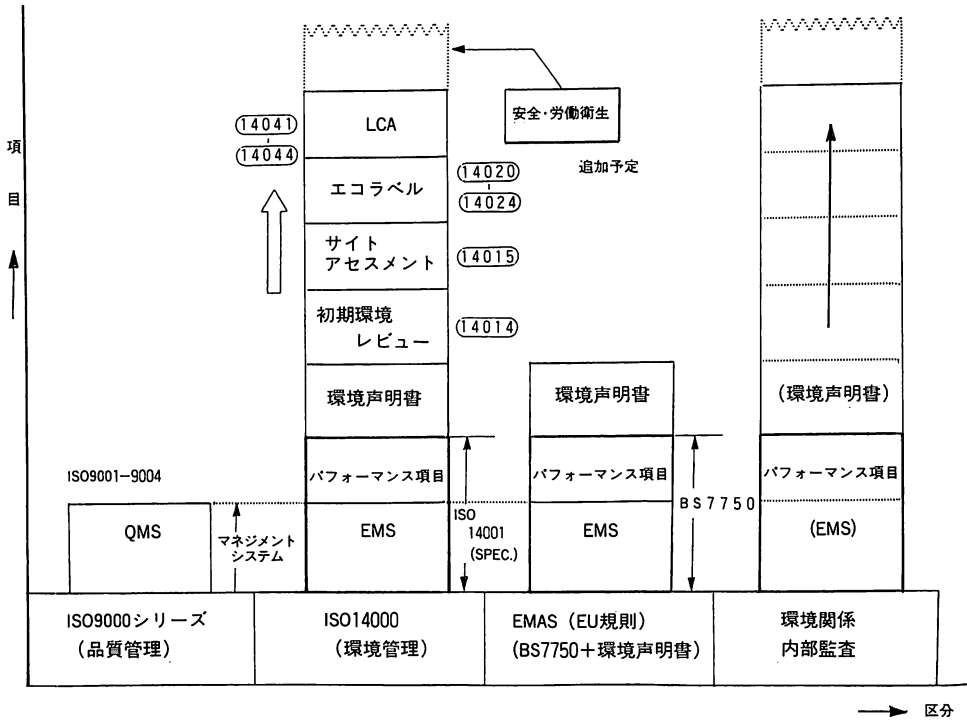


図-4 ISO/EMAS環境管理・監査の内容比較

横軸に品質管理のISO9000、今議論している環境管理のISO14000、次にEU規則のEMAS (Eco Management and Audit Scheme)更に内部監査対応を示している。ISO9000は、「管理システム」のみの9001～9004となっている。それに対し、ISO14000は、95年2月の第2次CD (分科会ドラフト)にて、「環境管理システム」(ISO14001)は、「管理システム」と「パフォーマンス項目」(環境法規、汚染防止など)を加えたものとなった。すでに、ISO9000より大幅に専門的項目が追加され拡大化されてきている。

その上、ISO14000シリーズでは、情報公開用の「環境声明書」、土地取引のための「サイトアセスメント」(土壌汚染、地下水汚染)、製品のラベリングのための「エコラベル」、環境影響評価の「LCA」(Life Cycle Assessment)など続々と追加されていくことになっている。これがISO14000シリーズの全体像である。

更に、米国が主張している「安全・労働衛生」関係の項目が上乘せになると、どれだけ規模の大きな規格になるか心配している。ISO14000シリーズは、「エコラベル」や「サイトアセスメント」は、個別にコアエレメントとして切り出して使用されるのが、特徴となっている。

この図をみて、ISO9000 (品質管理)とISO14000シリーズ (環境管理)は同じだと主張するとしたら、専門的知識を含め、もう一度勉強すべきである。環境法規からはじまり、最新のLACまで幅が広く、企業の対応もそれだけ大変である。

ISO14000 (環境管理システム)とEU規則 (EMAS)の比較は95年2月以前は、パフォーマンス項目を監査・認証の対照である本文 (Specification)に入れるか入れないかで議論していた。しかし、第2次CDでは、パフォーマンス項目がSpecificationに入ったため、EU規則と同じになった。このことは、ISO9000の「管理システム」と大きく異なったシステムになったことを意味している。

企業の中には、ISO14000 だとかEMAS (EU規則)が良いとか議論されているが、それが純粋に一種のエンジニアリングの議論であって、マネージャーレベルとしてはまた別だと思われる。なぜかという、環境監査を受ける、受けないということより、まず先に企業が自ら準備をし、先行して行うことが必要である。企業が内部監査を含めレベルを上げることが先であると思う。95年4月にEU規則が開催されるのに、様子を見る。ISO14001 (環境管理システム)が、96年初頭に規格化されてから準備しようと考えているマネー

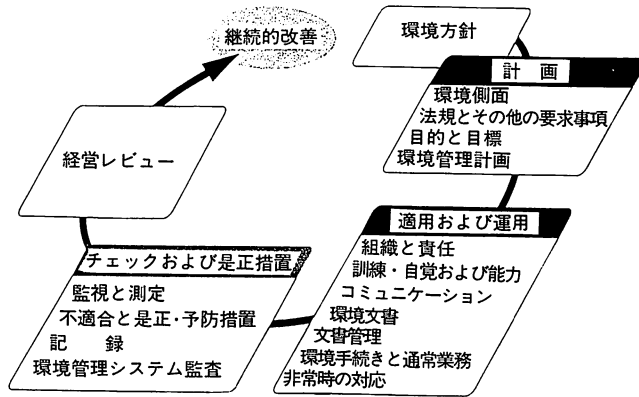


図-5 継続的改善サイクル

ジャーは、「危機管理」をどう考えているのかと問いたい。

EU圏の生産拠点をどうするのか、EU圏へ製品、部品を輸出している国内、東南アジアの生産拠点对応をどうするかなどトップマネジメントの責任は大きいと思われる。

EU規則は、域内の問題だと、一部のエンジニアは述べているが、企業として規格を取得している方が、していないより有利であることは否定できないことをトップマネジメントは考慮に入れるべきである。

### 3. ISO14001 (環境管理システム) のポイント

ISO14000 (環境管理) シリーズの中核であるISO14001 (環境管理システム) の内容について、概要を述べる。

ISO14001 (環境管理システム) は、監査・認証の対照となるため、企業内部においても充分なる検討と準備が必要となる。図-5に「環境管理システム」の構成と継続的改善のためのPlan-Do-Check-Actionのサイクルを示す。

基本的には、継続的に管理ならびにパフォーマンス項目の向上をめざしている。このことはISO9000 (品質管理システム) が「管理システム」向上をめざすのに対し、ISO14001 (環境管理システム) は、それに加えて環境法規類の遵守ならびに汚染防止 (土壌、廃棄物、リサイクル、エネルギー等) のパフォーマンス項目の継続的向上も狙っている点が大きく異なっている。

ここでは、「環境方針」(4.1項) について詳しく述べたい。まず、経営責任者 (社長または代表権をもつ役付取締役) は、次の6項目を含む「環境方針」を明

示しなければならない。

欧州企業の「環境方針」を見ると、経営責任者の写真とサイン付の方針明示が一般的である。トップマネジメントとして明確に公表することを求めている。

- ①組織は環境影響に適していること、
- ②継続的改善ならびに汚染防止の公約
- ③環境法規類遵守の公約
- ④環境目的、目標の設定ならびに見直しシステム
- ⑤文書化・実施・維持し、すべての従業員に伝えられていること、
- ⑥一般の人が、入手可能であること、

この6項目のうち、⑥の一般の人が企業の「環境方針」が入手可能であることが重要である。

パンフレット類を含め内容をわかりやすく表現し、企業の理念、姿勢が明示されなければならない。ISO9000ではこの項目はない。

このことは、経営責任者から従業員までの「環境管理システム」と「パフォーマンス項目」の組織化と目標値の設定が必要となる。さらに継続的に向上するためのPlan-Do-Check-Actionのシステム化、文書化も日本企業は不得意なだけに充分なる準備が必要であると思われる。

### 4. 日本企業の環境監査への対応

現在、ISO9000 (品質管理) では、商取引として、取得をEUから要求され日本企業では対応に追われていることは先に述べた。

ISO9000受査の状況を図-6でみてみると、日本企業は、「製品」の受査件数が1030件レベルと低位にある。しかし、世界で受査している件数が70,000件を越えていることに比べると、日本はまだ1%クラスと低い

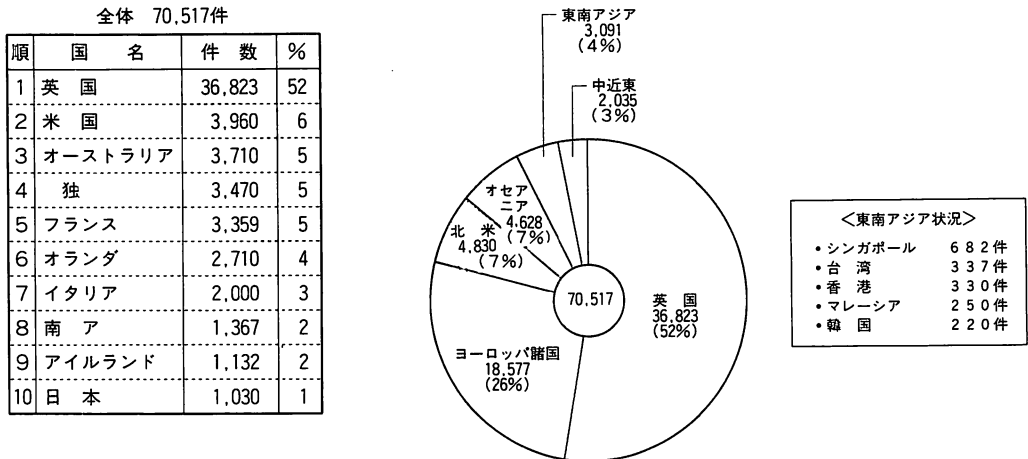


図-6 ISO9000 (品質管理) 受審状況 (94年6月現在 出展:モービル)

位置にある。この1%レベルでさえ日本企業は、受査で苦勞している状況にある。

先進国の中では、やっと10位レベルであり、南アフリカ、アイルランドさえにもおよばない状況にある。英国が50%を越えているが、EU諸国の受査が目立つ。国内向産業の多い割には米国も約4000件と日本の約4倍になっている。東南アジアでは、シンガポールがトップで、全体にまだ低調である。これは、日系進出3000社の動きが鈍いためと思われる。品質が世界一といいいながら、世界的には低いレベルとなっている。

日本の受査件数約1000件は、輸出産業型が多い企業としては、2桁から3桁レベルの製品出荷の数が考えられる。これら総合的にみると、いかに日本企業が、ISO (国際標準化) の世界では極端に出遅れているかがわかる。今まで「もうかるからやる」「もうからなければやらない」の行動パターンでは、「品質関係」

より厳しい「環境問題」では対応出来ないことをトップマネージャーは再考すべきときにきている。

一方、「環境監査」は、既にEU圏ではトライアルが行われているが、既に1000以上の生産拠点が受査しており、日本企業におけるISO9000受査と同じ熱気となっている。さらに、1995年4月のEU規則 (EMAS) 実施に向けてさらに拍車がかかるものと思われる。

EU圏の企業を回ってみると、ほとんどが準備を急いでいるのが感じられる。それに比べ、残念ながら日本から進出している1500社の企業は、トライアルの中には1社も入っていない。

準備状況も、進出している企業に環境担当者もほとんど派遣されていない以上、日本の親企業が支援せざるを得ない状況にあるが、その親企業が現状把握にあるため熱心にほど遠い位置にある。

「環境監査」に対するEUの行政、市民の思い入れ

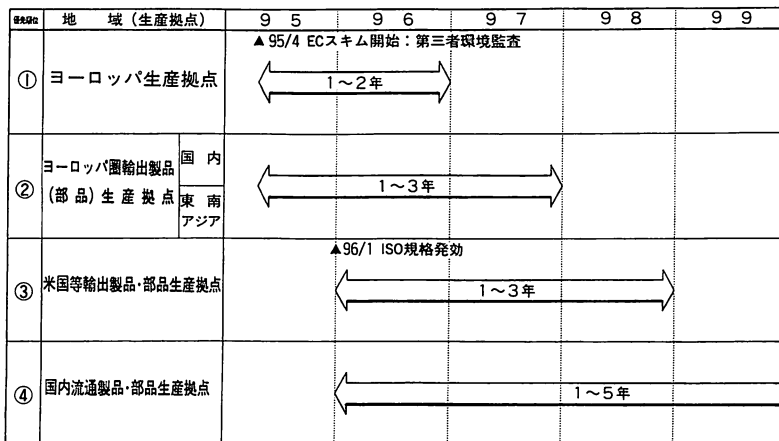


図-7 環境管理・監査の戦略的対応

は、品質管理監査に比べると数段厳しいとみなければならぬ。製品を購入する場合の評価基準が、日本とヨーロッパではかなり違うことを認識すべきであると思われる。日本では、「価格」と「機能性」が重要視され、「環境への配慮」の評価は、デザイン、使い勝手などより、さらに低い位置にある。一方、ヨーロッパでは、製品を購入する評価基準のトップが、企業がいかに「環境への配慮」を払っているかである。消費者の購入動機の40%が「環境への配慮」を考えているとの調査結果がある。次に、「機能性」、「価格」になっている。この市民、消費者の意識を本当に日本企業が把握しているのか、我が国の価値判断だけで製品並びに生産拠点を運営していないか、いま一度見直すことが最も重要である。

そこで、図-7に示す環境管理・監査の戦略的対応を提案したい。現在、ISO/TC207での作業が遅れぎみで、「環境管理」が1996年のはじめまで実施が遅れても、EU規則(EMAS)は1995年4月実施スタートである点を考慮し、日本企業の対応は次の4区分に分けて考えたい。

- ①EU圏内進出生産拠点の対応
- ②EU圏内向け輸出製品、部品生産の拠点对応  
(国内、東南アジア生産拠点)
- ③EU圏以外の国への輸出生産拠点の対応
- ④国内向け製品の生産拠点の対応

EU圏内にある日本企業の進出生産拠点は、約150社と言われている。1995年4月以降EMASが実施され、ヨーロッパ企業を中心とした生産拠点にて続々と受査が始まれば、それだけでなく日本企業はパッシングを受けやすいことを考えると、日本企業の生産拠点は早

め早めの受査が必要となる。

具体的戦略としては、1～2年以内の準備を考えるべきである。

次に、②のEU向け製品、部品生産拠点関係は、商取引の対象、または自ら積極的に受査し商売上有利に展開しようとする企業が考えられ、国内輸出グループと東南アジアの生産拠点での対応が必要となる。特に、東南アジア地域に進出している3000社は、環境監査への体制、準備とも弱いため、その強化、日本の親企業の支援強化と受査の準備を急ぐ必要がある。さらに、円高の関係から東南アジアへの生産拠点を移す傾向は、今後とも続くことを考えると対応は最も重要である。

EMAS、ISO14000においても、購買関係企業並びに関連企業に対し、環境管理の指導、フォローの項目がチェック項目として入っていることから、部品関係の輸出企業は、EU圏組立企業から受査の要求が強まることを考慮しておくことが重要である。

EMAS、ISOの受査を積極的に受け、企業のイメージを武器として、EU圏並びに各国へ、製品、部品を戦略的に展開する企業も当然現れる可能性も高い。このためにも1～3年以上の受査をめどに具体的準備が必要である。

③④のグループは、ISO14000(環境管理)が実施される1996年以降に全体を見ながら対応することができるので、①②グループよりは余裕がある。

しかし、環境に対する厳しい目と企業の基本理念としての対応を社会全体が見つめていることを考えると、企業自らが積極的に対応していく必要があると思われる。

協賛行事ごあんない

## 「超高温材料シンポジウムIX」について

〔主催〕 ㈱超高温材料研究センター、他  
 〔後援〕 通商産業省中国通商産業局、他  
 〔協賛(予定)〕 日本物理学会、日本化学会、他  
 〔日時〕 平成7年6月1日(木)・2日(金)  
 〔会場〕 ときわ湖水ホール  
 〔内容〕 基調講演2件、講演8件等

〔参加予定人員〕 約150名  
 〔参加費〕 20,000円  
 〔問合せ先〕 ㈱超高温材料研究センター  
 〒755 山口県宇都市大字沖宇部537-3  
 Tel 0836-51-7007, Fax 0836-51-7011